

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に
関する方針

令和5年2月
静岡県教育委員会

巻頭言

文部科学省が、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の中で、部活動改革の考え方として、「部活動は、必ずしも教師が担う必要のないものであることを踏まえ、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること」、「休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えること」を示した上で、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図り、学校部活動から地域部活動への転換すること」を求めました。

その後、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から、令和4年6月及び8月に具体的な方策について各提言が示され、令和4年12月には、両庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発出されました。

部活動は、スポーツや文化活動に親しむ機会の確保に留まらず、教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の貴重な機会です。学年を越えた多様な生徒が活躍できる場であることに加え、学校における生徒の居場所としての役割も併せ持ち、日本独特の文化として定着しています。また、部活動指導は、教員が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会でもあり、生徒の成長や取り組む姿勢を理解し、認めることを通して、生徒の学習活動や進路実現、生徒との信頼関係の構築など、教員自身にとっても大切な学びの機会となり、指導力の向上にも寄与しているところです。

しかし、昨今の急速な少子化に伴い、学校規模の縮小や教員数の減少等により、教員の献身的な取組に頼るだけでは、生徒のニーズに応えることが出来ない状況も生じております。特に教員のワークライフバランスは喫緊の課題であり、平成30年に部活動ガイドラインを作成し、効率的、効果的な部活動を求めるとともに、部活動指導員の活用など、対応を図ってまいりました。

この度、令和4年12月に示された、国のガイドラインにおいても、地域クラブ活動に対して、教育的意義の継承、発展と持続可能な体制づくりの構築を求めています。生徒の活動機会の喪失は最も避けるべきことであり、学校や地域社会全体が責任をもって十分に準備を整えていく必要があります。

県教育委員会といたしましては、生徒の望ましい成長を保障できるよう、市町教育委員会等と連携しながら、令和の時代にあった持続可能な体制の構築と教員の働き方改革の両立を目指してまいります。

令和5年2月

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

目次

巻頭言

1 経緯等	・・・ 1
2 スポーツ庁及び文化庁が示す考え方（国のガイドラインの概要）	
(1) 部活動の地域移行について	・・・ 2
(2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	・・・ 2
3 県の方針	
(1) 基本的な考え方	・・・ 3
(2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール	・・・ 4
(3) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備における留意点	・・・ 6
(4) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項	・・・ 6
(5) 新たな地域クラブ活動の適切な運営について	・・・ 8
附則 関係資料	・・・ 9

1 経緯等

- 平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と指摘された。
- 国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年11月）、参議院文部科学委員会の附帯決議（同年12月）において「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘された。
- 令和2年9月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、運動部活動の総合的なガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示した。
- 令和4年6月、スポーツ庁の設置した検討会議が、同年8月、文化庁の設置した検討会議が、それぞれ提言を示し、学校の働き方改革に対応すること、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ、文化芸術環境を実現すること等が示された。
- 令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が提言を踏まえ策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」において、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動（少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指した新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応）への移行等、国の考え方が示された。
- 本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を参酌し、義務教育である公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等について県内の市町（政令市を除く）に対し、県の方針を示すものである。なお、学校部活動の在り方等は、引き続き静岡県部活動ガイドライン（令和2年3月）により示す。（図1参照）

2 スポーツ庁及び文化庁が示す考え方（国のガイドラインの概要）

(1) 部活動の地域移行について

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指す。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。
- 学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

(2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

ア 休日の活動の在り方等の検討

- 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進め、平日における環境整備については、できることから取り組むことが考えられる。また、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得る。

イ 検討体制の整備

- 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置する。
- 都道府県及び市区町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。

ウ 段階的な体制の整備

- 段階的な体制整備として、市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム等の多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設等を活用して行う活動に中学校等の生徒が参加する体制が考えられる。

※ なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動について、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学

校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

エ 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

○休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援する。

○各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

オ 地方公共団体における総合的・計画的な取組

○都道府県及び市区町村は、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

3 県の方針

(1) 基本的な考え方

○部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育において、教科学習や学級で見られない生徒の一面を部活動で見ることができる等、生徒理解を深める場としても重要である。静岡県教育振興基本計画では、子ども一人ひとりの個性に応じて才能を伸ばし、磨いていくためには、学問を学び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという「文・武・芸」三道の鼎立を掲げており、「知性」・「感性」を磨く学びの充実、「技芸を磨く実学」の奨励、学びを支える魅力ある学校づくりを進めることを目指している。少子化の中でも全ての子どもたちが希望する活動を将来にわたり持続可能な体制で実施できるよう構築する必要がある。

○学校の働き方改革と持続可能な部活動体制の両方を実現するためには、現在行われている休日の部活動における教師の負担を軽減しつつ、生徒の活動機会を確保する必要がある。

◆休日の部活動の指導を望まない教師が、休日の部活動に従事しなくてもよい環境の構築

◆休日の部活動の指導を担っていただける教師が、休日に指導できる仕組みの構築

◆希望する全ての生徒が、休日に地域でスポーツ・文化活動ができる環境の構築

○文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動の適正化を推進しており、県や各市町においても部活動ガイドライン等により、効率的、効果的な部活動体制の構築を目指している。

体制の構築にあたっては、教師の負担軽減のため、学校の教育活動に理解があり、部活動指導に意欲を有する地域人材の協力を得て、将来にわたって持続性があり、希望する生徒が活動できる、生徒にとって望ましい体制とする必要がある。

○部活動改革は、「学校の働き方改革」の一部であり、部活動改革のみをもって、全てが解決されるものではない。休日の部活動の段階的な地域移行については、単なるスポーツ・文化環境の整備ではなく、生徒を中心においた教育環境の整備として取り組む必要があり、地域移行を実施しても、現在、部活動に所属している生徒たちの活動や学校生活への充実が十分に保障された環境の構築を図る必要がある。

◆これまでと大きく変わらない経済負担、保護者負担で活動できる体制

◆スポーツ・文化活動（部活動、地域クラブ等）に参加を望む生徒の機会の確保

◆中学生にとって望ましい心身の発達（体力向上や健康の増進など）等

○国が示した令和5年度から7年度までの改革推進期間は、期間内に全校、全種目を一斉に地域移行しなければならないものではないことから、「休日の学校部活動の地域連携や地域移行」について協議をはじめること等から取り組み、段階的に進めることを目指す。

どの地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在しないことから、各市町の実情に合わせて様々な手法から適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしながら、質の高い教育活動の機会の体制整備にむけて、十分な検討・準備する必要がある。

(2) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール

ア 学校の設置者の取組

○各市町においては、スポーツ庁及び文化庁が改革推進期間とする令和5年度から7年度までの間に、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動に関する意見交換を行うための関係者による協議会を設置する（設置済みのところは改めての設置は不要）。

○各市町の設置した協議会では、上述した県の基本的な考え方を踏まえて、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討を行う。

○各市町の設置した協議会では、学校の働き方改革の推進と、生徒の活動機会が失われることのないように、丁寧かつ、慎重な検討を行う。

○学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の実施時期は、市町の実情等に応じて、可能な限り早期の実現を目指す。

○地域連携や地域クラブ活動の在り方については、市町の実情等に応じて適切に判断するものとし、以下に示す取組例等も参考とする。

○特に、学校外の運営体制を直ちに整備することが困難な場合は、地域の協力を得て、学校部活動において部活動指導員や外部指導者を任用し、生徒の活動環境を確保するよう努める。

○学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行後の中学校教育（部活動が担ってきた意義や役割、部活動をとおして実施してきた教育活動をどこが担うのか）について検討する。

＜令和5年度から7年度の取組み例＞

- ・学校部活動の地域連携・地域移行に関する協議会設置（設置準備）
- ・兼職兼業の規定や運用の検討
- ・地域の実情を把握
- ・学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する検討
- ・学校の部活動指導員の配置
- ・学校の外部指導者の配置
- ・運営団体の確保
- ・指導者の確保
- ・活動場所の確保
- ・活動予算の確保
- ・活動内容の決定
- ・生徒、保護者、住民への周知
- ・部活動顧問、部活動指導員等の研修
- ・人材バンク等の活用
- ・競技団体等の協力促進
- ・合同部活動の取組検討、推進
- ・低廉な施設利用の環境整備

＜令和8年度以降＞

- ・改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜、必要な見直しを行う。

イ 県の取組

- 3 (1) 基本的な考え方に従って、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けて取り組み、市町の取組を支援する。

＜令和5年度から7年度の取組み予定＞

- ・学校部活動の地域連携・地域移行に関する協議会設置
- ・兼職兼業の規定や運用の検討
- ・部活動顧問、部活動指導員等の研修
- ・人材バンクの機能強化
- ・競技団体等の協力促進
- ・合同部活動の取組推進
- ・低廉な施設利用の環境整備
- ・市町の進捗状況の把握

＜令和8年度以降＞

- ・改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜、必要な見直しを行う。
- ・県内市町の状況及び国の動向を確認した上で新たなスケジュールを作成する。

(3) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備における留意点

- 県や近隣の市町とも連携しながら、指導者の資質向上に向けて研修の充実を図るとともに、部活動指導員や外部指導者の確保に努める。
- 部活動指導員等の配置促進等から着手し、持続可能な地域クラブの体制への移行が可能であるか、検討した上で段階的な体制整備を行うことが望ましい。地域移行をおこなう際は、部活動に代わり得る新たな地域クラブを整備した上で、生徒の自主的・主体的な参加をもって移行する。
- 地域クラブ活動においては、教育的意義の継承や発展ができるよう留意するとともに、それらを評価できる管理・統括体制を構築する。
- 生徒の活動機会の喪失は最も避けるべきことであり、新たな地域クラブは、持続可能な体制づくりの構築が必要不可欠である。
- 学校の働き方改革の趣旨に反することから、地域クラブ指導者の問題行動やクラブ会員（子どもら等）等が起こした問題は、地域クラブ及び地域クラブを管理・統括する体制において指導する。
- 生徒や保護者、学校関係者、スポーツ・文化芸術関係者、企業や大学等の理解や協力は不可欠であることから、改革の背景や方針等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。
- 県が実施する協議会等には、積極的に参加するとともに、地域の状況に応じて、段階的に検討、実施するよう努める。近隣市町とは、可能な限り連携して、相談・情報共有ができる体制を構築し、生徒にとって、よりよい環境整備を目指す。
- 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することやスポーツ・文化芸術活動の最適化による体験格差の解消については、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署が中心となって整備することが期待される。
- 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

(4) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討事項（例）

上記の留意点を基に、今後、各地域自治体にて議論されるべき事項は以下が挙げられる。

【部活動の意義・役割の継承に関する事項】

- 教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の機会の確保
- 学年を越えた多様な生徒が活躍できる場の確保

- 学校における生徒の居場所の確保
- 教員が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会の確保
- 生徒との信頼関係を構築する機会の確保
- 教員自身にとっての学びの機会、指導力向上の機会の確保 等

【理念に関する事項】

- 部活動のない学校の在り方
- 教育的意義のみならず、部活動が担っている役割、例えば福祉的役割（保護者に代わって子どもの面倒をみる）等の継承先
- 生徒の参加機会の保障
- 「段階的」の捉え方や地域移行のイメージ（状態）

【体制に関する事項】

- 地域移行以外の解決策の検討（部活動指導員の活用等）
- 検討体制（教育委員会、スポーツ・文化芸術担当部局、学校、地域団体等）
- 部活動に代わる受け皿（スポーツ・文化芸術団体等）
- 実施施設の確保（学校施設の活用・管理等）
- 予算（受益者負担、運営費の公的予算支援、困窮する家庭への補助）
- 教員の関わり方（兼職・兼業、引率）適正な謝金単価設定
- 受け皿となる団体、指導者と学校との連携
- 保護者に対する説明（保護者の負担軽減）
- 種目、地域、学校の特性に応じた整備

【危機管理に関する事項】

- 保険の在り方
- 危機管理体制の整備
- 事故対応体制の整備
- 生徒及び指導者等のトラブル対応体制の整備
- 休日の部員間のトラブル対応
- 休日の活動の位置づけ（学校管理下か管理外か）

【学校教育に関する事項】

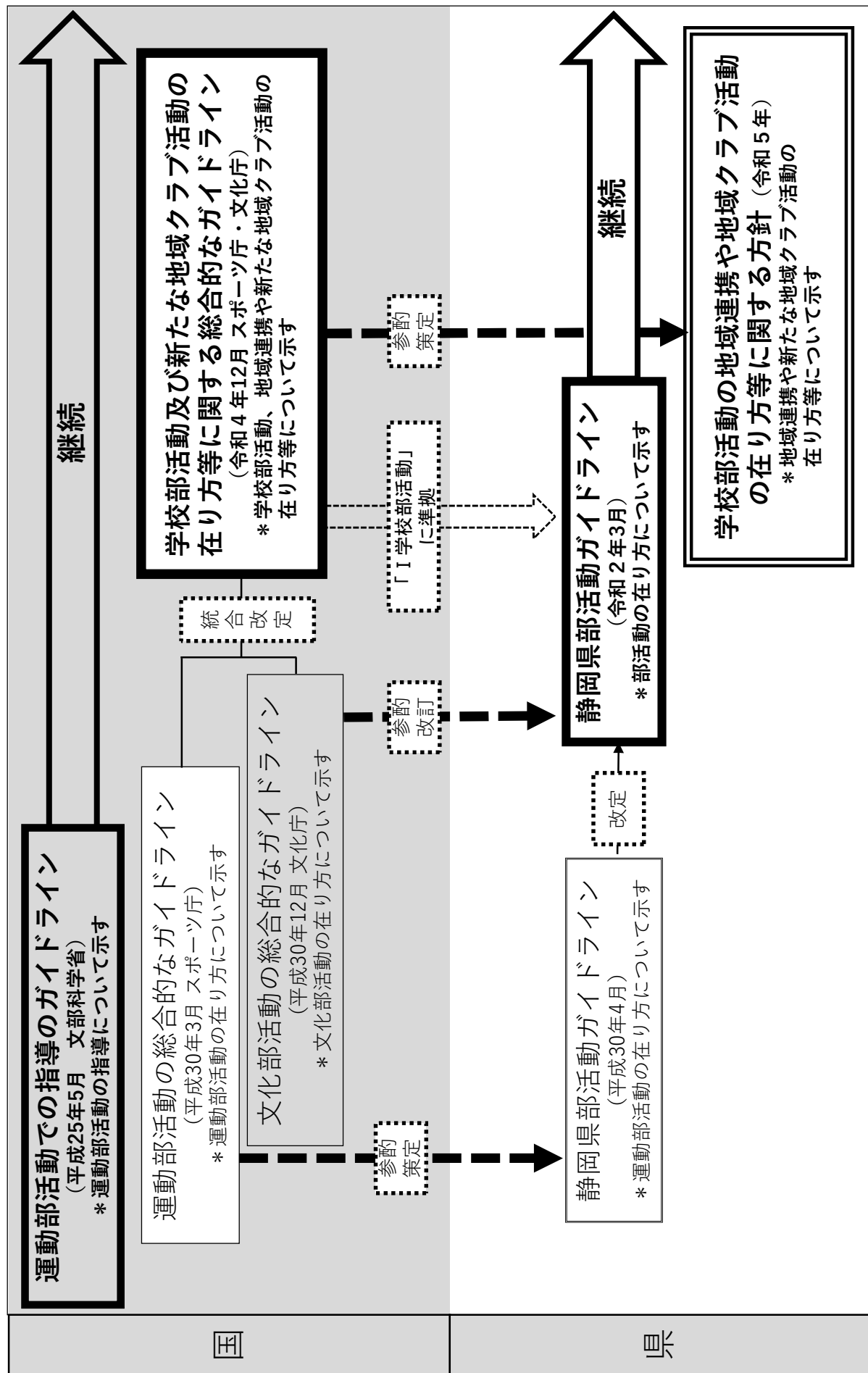
- 平日と休日の指導者が異なることの生徒心理への影響
- 学校の生徒指導及び生徒理解等の機能低下
- 子どもの体力低下
- 学校と保護者との関係が希薄化（保護者との信頼関係）
- 休日の部活動を学校教育から切り離すことに対する地域住民の十分な理解促進
- 部活動に代わる生徒の居場所の受け皿
- 部活動に代わる生徒間の人間関係形成の機会

(5) 新たな地域クラブ活動の適切な運営について

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものであることから、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署が、新たな地域クラブ活動の適切な運営について指導・助言することが期待される。

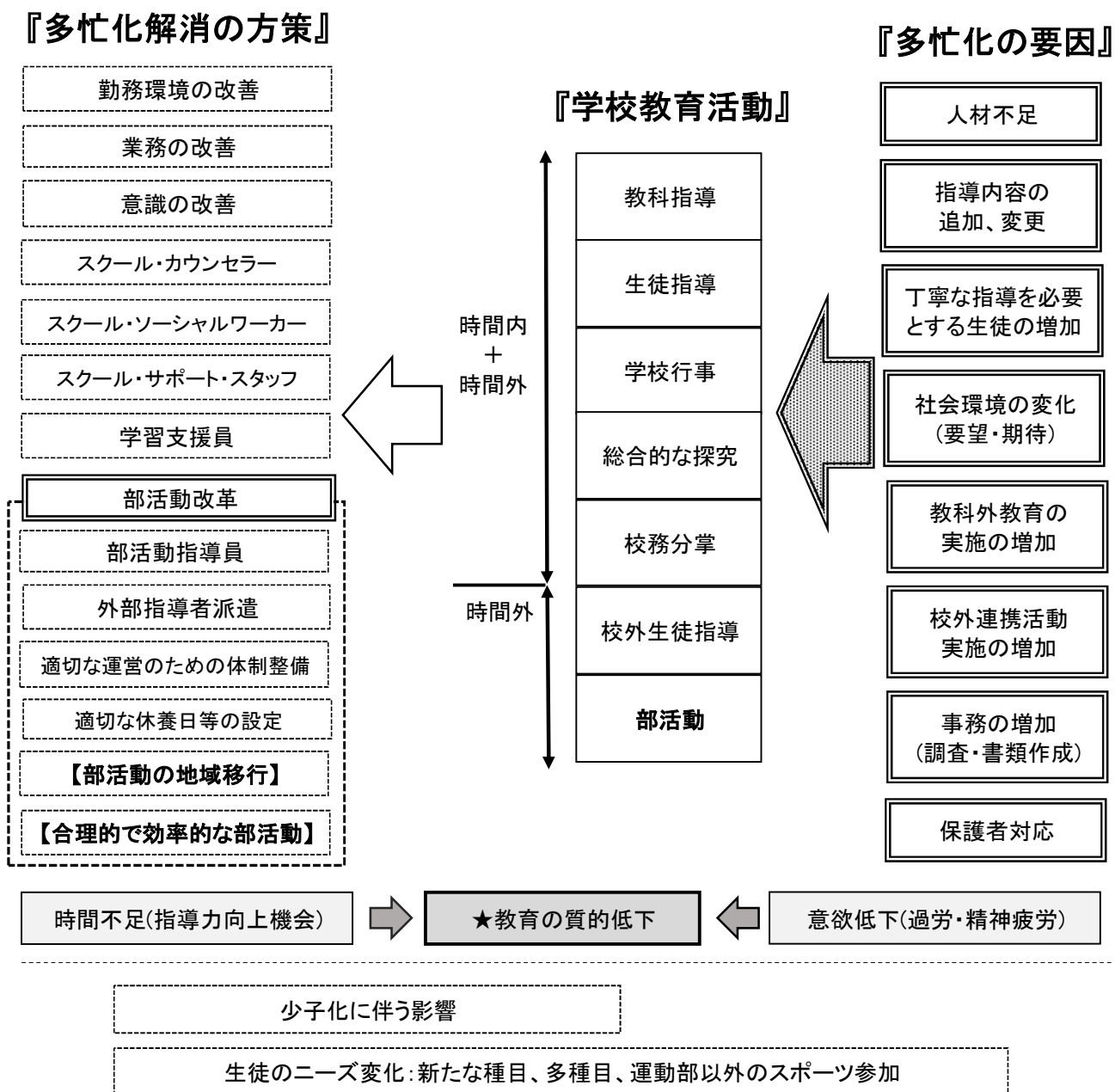
なお、新たな地域クラブ活動の適切な運営や効率的・効果的な活動の推進については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」を参考とすることが望まれる。

「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の位置づけ



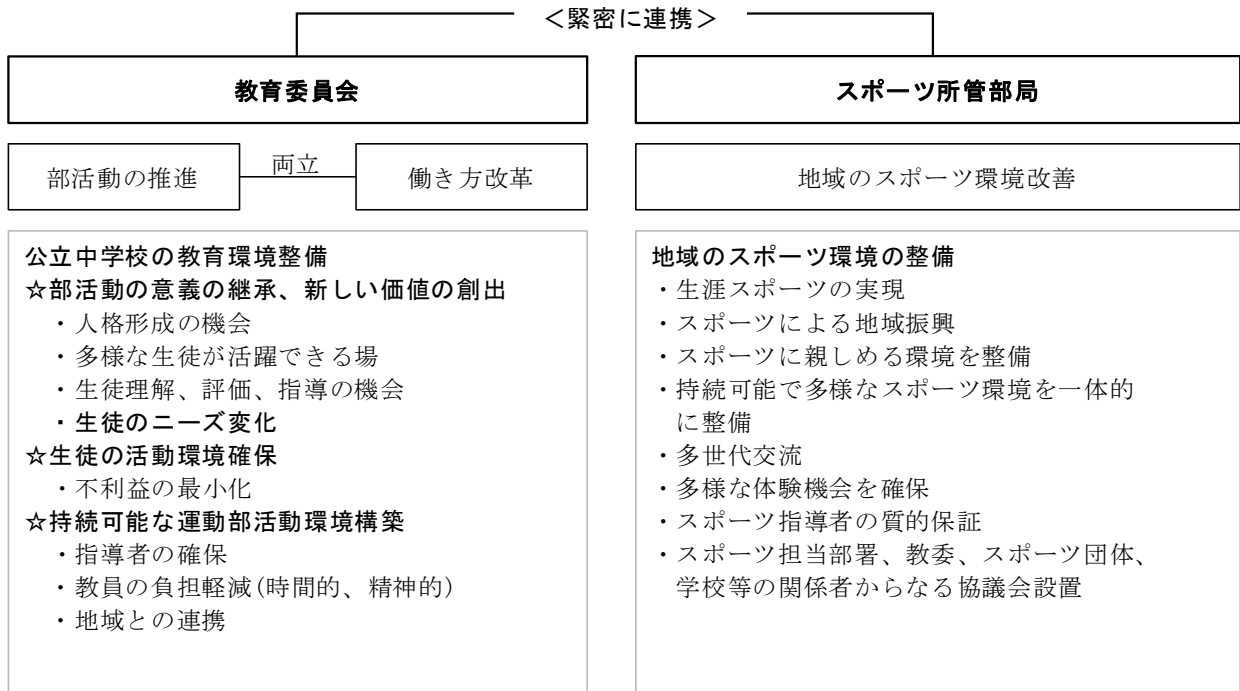
(図 2)

学校の働き方改革における部活動改革



(図3)

中学校等の休日の運動部活動の段階的な地域移行における役割分担



*文化活動についても同様と考えられる。